平成２７年（フ）第５９８号
大阪市平野区喜連５丁目５番62号　ビラ・ピアンカ302号
債務者　上大迫憲作
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６７０号
大阪府門真市四宮５丁目３番30―401号、前住所大阪府門真市北岸和田３丁目６番22号
債務者　日下由美子（旧姓礒嶋）
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６９１号
大阪府寝屋川市点野６丁目６番７―502号
債務者　向井　純子（旧姓阿世知）
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７５１号
大阪市平野区長吉長原西２丁目６番８―507号
債務者　小林　末子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８１号
大阪市北区天満橋１丁目２番20―606号
債務者　阿部　惠子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１７６号
大阪府八尾市恩智北町２丁目18番地の１　ディアスかわさき102号、前住所大阪府八尾市植松町２丁目10番10号
債務者　竹田　佳則
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３４５号
大阪府守口市八雲西町１丁目28番16号　203号
債務者　和田　典子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６６号
大阪府吹田市川園町61番２―210号
債務者　梅田　吉昭
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６８号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所大阪市大正区三軒家東２丁目４番20号　レガーレ大正３Ｄ
債務者　安倍　和人
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８６号
沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄903番地10
債務者　屋宜　朝次
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２０号
新潟県柏崎市希望が丘13番13号
債務者　菅野　敏弘
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
新潟県十日町市春日65番地　高由荘203号室
債務者　庭野いずみ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
新潟県長岡市下柳２丁目７番29号　あすなろハイツ103号室
債務者　冨岡　裕一
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
岡山県倉敷市安江468番地４
債務者　小田真由美
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
沖縄県那覇市与儀１丁目６番16号　ハウス城間３－Ａ
債務者　友寄ひとみ
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４３号
埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1085番地５
債務者　村山　四郎
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４４号
埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1085番地５
債務者　村山むつ子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部